

【資料1-1】

市内の指定地域密着型サービス事業所一覧(芦屋市民のみ利用可能)

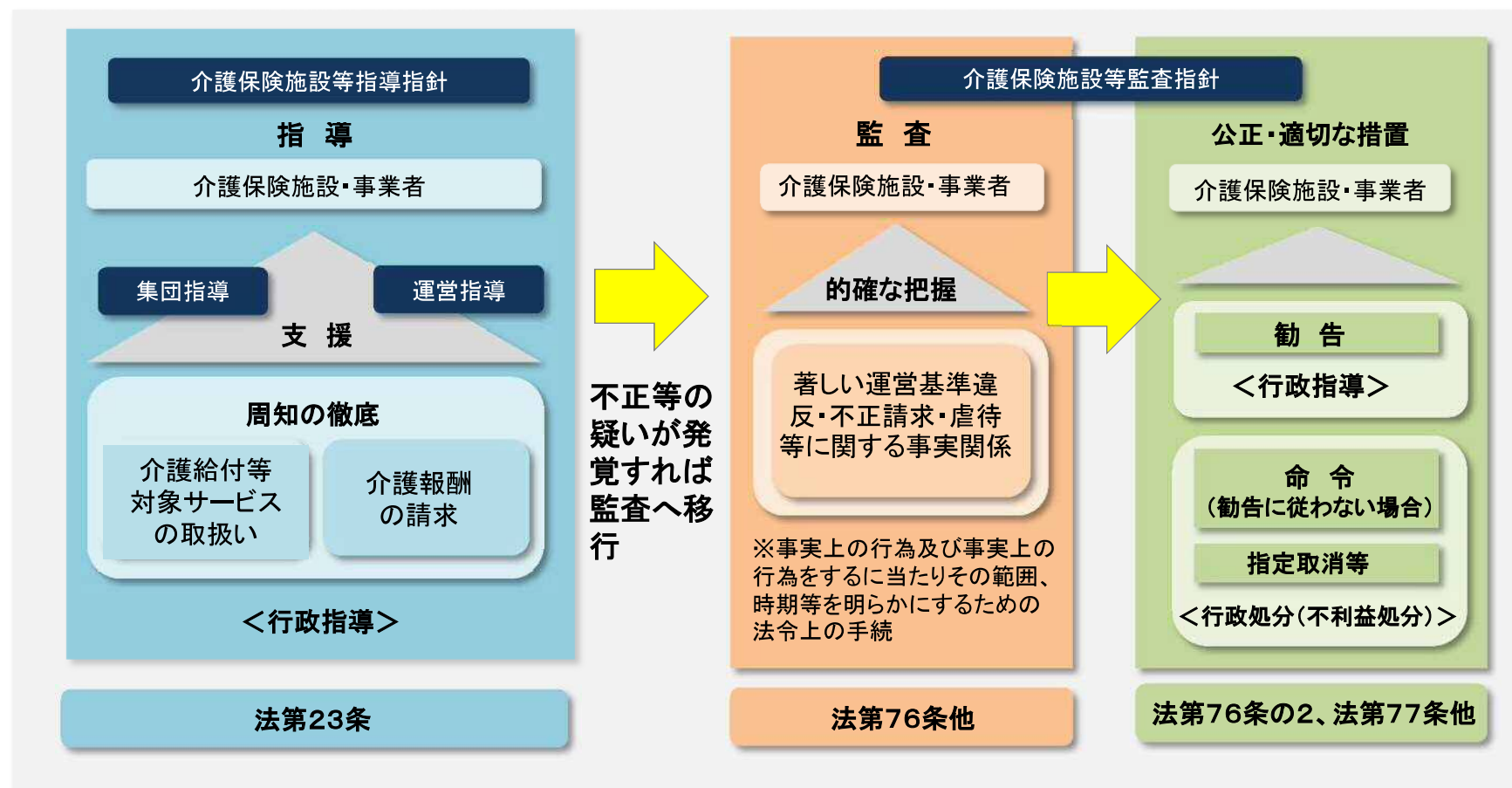
令和7年1月1日現在

	事業所名	住所	電話番号	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症対応型 通所介護	地域密着型 特定施設	地域密着型 特養	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	地域密着型 通所介護
1	芦屋アラベラの家	朝日ヶ丘町9-1	23-1200	○	—	—	○	○	—	—
2	アクティブライフ芦屋	岩園町11-15	34-6500	—	○	○	—	—	—	—
3	こころあい芦屋	岩園町29-14	26-7285	—	○	○	—	—	—	—
4	ロジケアあしや	大原町4-10	80-7114	—	—	—	—	—	○	—
5	Let's リハ芦屋	松ノ内町3-2-1F	35-6300	—	—	—	—	—	—	○
6	はんしんいきいきデイサービス 芦屋店	春日町8-4	23-2190	—	—	—	—	—	—	○
7	Les 芦屋	川西町14-1	34-1000	—	○	—	—	—	—	—
8	樹楽 西芦屋	津知町7-7	34-9350	—	—	—	—	—	—	○
9	hanare芦屋／metoo芦屋／reach芦屋 (nomane本部)	打出町6-4	35-6855	○	○	—	○	—	—	—
10	フィットネス型デイサービス ノブレス	大東町9-1-1F	61-5200	—	—	—	—	—	—	○
11	リハビリデイサービス スマイル	大東町11-1	20-0172	—	—	—	—	—	—	○
12	デイサービス京(みやこ)	浜町15-14	80-7739	—	—	—	—	—	—	○
13	樹楽 芦屋	伊勢町4-17	69-7693	—	—	—	—	—	—	○
14	芦屋ケアセンターそよ風	松浜町13-18	25-1732	—	○	—	—	—	—	—
15	ルミエール	高浜町1-7	23-4165	—	—	—	—	—	○	○
16	ゆいライトフィットネスデイサービス	高浜町6-1-1F	34-5222	—	—	—	—	—	—	○
17	地域福祉センター「ハーブあしや」	潮見町31-1	34-9287	—	—	○	—	—	—	—
18	陽光苑	陽光町3-75	31-7161	—	○	—	—	○	—	—
19	シニアライフコート潮芦屋	陽光町4-55	25-2231	○	○	—	○	—	—	—
20	マイホーム芦屋	陽光町8-30	38-8861	—	○	—	—	—	—	—
21	エビス・リハビリデイサービス	海洋町12-3	35-1002	—	—	—	—	—	—	○
合計○				3	8	3	3	2	2	10

指導・監督業務の全体像について

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保＋保険給付の適正化



605 認知症対応型共同生活介護

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備 (第 93 条)	○ 指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】 ○ 使用目的に沿って使われているか【目視】	◆ 平面図（行政機関側が保存しているもの）
内容及び手続の説明及び同意 (第 3 条の 7)	○ 利用申込者又はその家族への説明を行っているか ○ 利用申込者の同意を得ているか ○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書（利用申込者の同意があったことがわかるもの） ◆ 利用契約書
入退居 (第 94 条)	○ 入居申込者が認知症であることを確認しているか ○ 入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか	◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの ◆ 認知症対応型共同生活介護計画（利用者の同意があったことがわかるもの） ◆ 診断書
サービスの提供の記録 (第 95 条)	○ 提供した具体的なサービスの内容等（サービスの提供日、提供したサービスの内容、利用者の状況、その他必要な事項）を記録しているか	◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかるもの
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 (第 97 条)	○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか ○ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか ○ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか ○ 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか ○ 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議による評価を受け、結果を公表しているか	◆ 身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合） ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 外部又は運営推進会議による評価の結果

605 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護計画の作成 (第 98 条)	○ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえているか ○ 介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めているか ○ 認知症対応型共同生活介護計画を利用者や家族に説明し、利用者の同意を得ているか ○ 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行っているか ○ 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか	◆ 認知症対応型共同生活介護計画（利用者の同意があったことがわかるもの） ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかるもの
介護等 (第 99 条)	○ サービス提供は事業所の従業者によって行われているか ○ 利用者の食事その他の家事等（清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等）は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。	◆ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの ◆ サービス提供記録

605 認知症対応型共同生活介護

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 90 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか ○ 計画作成担当者は必要な研修を受けているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し、研修を終了したことがわかるもの）
管理者 (第 91 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か ○ 管理者は必要な研修を受けているか	◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ◆ 研修を修了したことがわかるもの
受給資格等の確認 (第 3 条の 10)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 96 条)	○ 利用者からの費用徴収は適切に行われているか ○ 領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 80 条)	○ 緊急時等において、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか	◆ サービス提供記録
運営規程 (第 102 条)	○ 運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務内容 3.利用定員 4.指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.入居に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.虐待の防止のための措置に関する事項 8.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 103 条)	○ 利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実

605 認知症対応型共同生活介護

	○ 利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービス提供に配慮しているか ○ 資質向上のために研修の機会を確保しているか ○ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ○ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	績表) ◆ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
定員の遵守 (第 104 条)	○ 入居定員及び居室の定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
業務継続計画の策定等 (第 3 条の 30 の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
非常災害対策 (第 82 条の 2)	○ 非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的計画はあるか ○ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか ○ 避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか ○ 訓練の実施に当たって、運営推進会議を活用し、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか	◆ 非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画） ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるもの
介護現場の生産性の向上 (第 86 条の 2) ※令和 9 年 3 月 31 日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの
衛生管理等 (第 33 条)	○ 感染症が発生し又はまん延しないよう次の措置を講じているか ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催（おおむね 6 月に 1 回以上）、その結果の周知 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施	◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 3 条の 33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ている	◆ 個人情報の利用のための同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書

605 認知症対応型共同生活介護

	○ か 退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	
広告 (第 3 条の 34)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット／チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 3 条の 36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
地域との連携等 (第 34 条)	○ 運営推進会議をおおむね 2 月に 1 回以上開催しているか ○ 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ○ 運営推進会議で挙げた要望や助言が記録されているか ○ 運営推進会議の会議録が公表されているか	◆ 運営推進会議の記録
事故発生時の対応 (第 3 条の 38)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか ○ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか ○ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ◆ 事故に際して採った処置の記録 ◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 3 条の 38 の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」から抽出・設定したもの

令和 6 年度地域密着型サービス（介護予防を含む）の 運営指導結果等について

1 運営指導を行った法人数

5 法人（令和 5 年度：5 法人）

（別掲）運営指導を行ったサービスごとの内訳（計 10 件）

サービスの種類	件 数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	2
認知症対応型通所介護（共用型を含む）	1
小規模多機能型居宅介護	0
認知症対応型共同生活介護	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
介護予防認知症対応型通所介護（共用型を含む）	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	2
合 計	10

2 運営指導における指摘事項の概要（令和 6 年度）

〈文書指摘〉

運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反していることが確認された内容は以下のとおりです。

文書指摘を行った内容は、是正又は改善を求めるため、事業者から「改善報告書」を提出させ、その改善状況を確認しています。

〈人員に関する基準〉

- ・通所介護事業所のサービス提供時間内において、一部介護職員が配置されていない時間がある。
- ・通所介護事業所の生活相談員について、配置基準上、必要な時間数を確保できていない日がある。

〈運営に関する基準〉

- ・地震等の災害に対処するための計画が策定されていない。
- ・通所介護事業所において、避難、救出その他必要な訓練が実施されていない期間がある。
- ・感染症対応マニュアルは作成されていたが、令和 6 年 4 月 1 日から義務化された感染症の予防及びまん延の防止のための措置について、実施していないものがある。
- ・運営推進会議が開催されていない。
- ・利用者ごとの提供記録を作成していないため、サービス提供したことが確認できない利用者がいる。
- ・バイタルチェックの記録や入浴記録表等、サービス提供記録の記載漏れが散見される。
- ・送迎記録において、送迎の前に書き込んでいるものや、記録が漏れているものがあり、実際のサービス提供時間と送迎時間が一致していない。
- ・利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書で同意を得ていない。
- ・運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項について定めていない。

〈介護給付費の算定及び取扱い〉

- ・サービス提供記録による送迎を行わなかった回数と給付実績による減算を行った回数に齟齬がある。
- ・看取り対応にあたる看護職員は、密接な連携を確保できる範囲内の距離にある事業所と限られているが、連携に時間を要する事業所が対応を行っている。

・医師や家族等と情報共有を行った際の内容、意向及び随時の説明に係る同意を口頭で得た場合の記録が残されていない。

〈口頭指摘〉

運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、またはその違反について文書指摘を行わなくても改善が見込めると判断した内容（サービスの質の向上に資するものとして行う技術的な助言を含む）は以下のとおりです。

〈運営に関する基準〉

- ・運営規程の虐待の防止のための措置に関する事項には、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を指す内容を定める必要があるが、責任者の選定に係る事項が定められていない。
- ・通所介護事業所の利用者が、サービス利用中に怪我をしたことにより病院を受診したケースについて、市へ事故報告書が提出されていない。
- ・事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）について、文書による説明がされていない。
- ・災害に係る業務継続計画に記載すべき必要な項目が網羅されていない。
- ・虐待の防止のための指針は作成されていたが、指針に盛り込むべき事項が一部不足している。
- ・事業所内でマニュアルを整備し、緊急時には主治医へ連絡を行うことを規定しているが、主治医の連絡先が記載してある場所を一部従業者しか把握していない。
- ・認知症介護に係る基礎的な研修について、一部従業者が未受講である。
- ・認知症対応型共同生活介護事業所において、身体的拘束等の適正化のための研修は年2回以上研修を実施すべきところ、年1回しか開催していない。

〈介護給付費の算定及び取扱い〉

- ・個別機能訓練計画及び運動器機能向上計画の過去の記録について5年間保管すべきところ、記録が確認できない事例がある。

3 監査を行った法人数及び処分内容

1 法人（令和5年度：1法人）

令和6年度においては、1法人に対して監査を実施しました。こちらについては調査中になりますので、来年度以降に改めて報告いたします。

今回は、令和5年度地域密着型サービス運営委員会時に精査中であった監査内容について報告いたします。

▶監査対象サービス

（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

▶監査対象サービスのうち行政処分をおこなったもの

・処分対象

法人名：株式会社 nomane

代表者：代表取締役 中村 祐介

事業所名：metoo 芦屋

実施事業：認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

・処分内容

一部効力停止6か月（新規利用者の受入停止、介護報酬請求上限7割）

・行政処分に該当する事実

▶不正請求（介護保険法第78条の10第8号）

令和5年4月～令和5年12月まで、人員基準上配置すべき計画作成担当者が配置されていなかった。また、事業者は、令和5年5月に市が実施した運営指導において、計画作成担当者を配置するよう市から指導を受けた後も配置せず、計画作成担当者を配置しているかのように偽って作成した勤務記録を市へ提出し、人員基準欠如となった令和5年4月から人員基準欠如が解消された令和6年1月までの利用者全員分について、介護報酬11,471,214円を減算することなく不正に請求していた。

▶法令違反（介護保険法第115条の19第11号）

介護予防認知症共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型共同生活介護において、地域密着型介護サービス費の不正請求がおこなわれ、介護保険法に違反した。

▶処分内容

一部効力停止 6 か月(新規利用者の受入停止、介護報酬請求上限 7 割)

▶処分後の対応

市内の各事業所には、改めて法令遵守を徹底するよう通知する。

今回行政処分を行った法人には、定期的に運営指導や必要に応じて監査を行うことで適正な運営が行われるよう指導していく。

4 まとめ

令和 6 年度の運営指導及び監査は、昨年度と同様に、厚生労働省から示された指導方針に基づき、サービスごとに確認する項目及び文書を絞り実施しました。令和 6 年度は報酬改定もあったことから、改正内容が事業所の運営やサービス提供に正しく反映されているかという点も確認いたしました。概ね、適正に基準を遵守し運営していましたが、運営指導で確認した基準違反については文書や口頭で改善していただくよう指導いたしました。また、芦屋市で初めて介護サービス事業者への行政処分を行いました。このような事案は頻繁に起こることではありませんが、再発防止のため、市内の事業所へ改めて関係法令の遵守や事業所運営及びサービス提供を適正に実施するよう周知するとともに、3 月末に開催する地域密着型サービス事業者を対象とする集団指導においても、当該事案を取上げ、適正な運営と報酬請求を行うよう広く周知してまいります。

以上

【資料 2】

令和 7 年度地域密着型サービスの指定の取扱いについて

地域密着型サービスの指定にあたって、介護保険法第 78 条の 2 第 7 項の規定に基づき、芦屋市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取を経て指定するものについて、本委員会の令和 7 年度におけるその取扱いを次のとおり提案します。

記

1 意見聴取を経るための取扱い

令和 7 年度については、下表のスケジュールを定め、本委員会の意見聴取を経るものとする。

【スケジュール】

申請書類提出締切日	本委員会の開催月（予定）	事業所指定日
令和 7 年 6 月 6 日（金）	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月～令和 7 年 11 月
令和 7 年 10 月 3 日（金）	令和 7 年 11 月	令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月
令和 8 年 1 月 16 日（金）	令和 8 年 2 月～3 月	令和 8 年 4 月～令和 8 年 7 月

※本委員会の開催日については、別途定める。

※申請書類提出締切日までに申請がなかった場合で、別の議題・議案がないときは、対象となる本委員会を開催しない。

以 上

○芦屋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年4月1日

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型サービス」という。)の適正な運営を確保するに当たり、関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、芦屋市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(平29.4.1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市が次に掲げることを行う場合に市長に対して意見を述べる。

ア 地域密着型サービスを提供する事業者の指定

イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定

(2) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健又は医療関係者

(3) 法第9条に規定する被保険者

(4) 介護サービス及び介護予防サービス提供事業者

(5) 福祉団体関係者

(6) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 運営委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、地域密着型サービスの事業所の指定に関する事務を所管する課において処理する。

(平27.4.1・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。